【重要事項説明書】

1. 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業所名称	株式会社 アニスト
代表者氏名	代表取締役 戸 部 義 明
所在地	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東1丁目7-18 コニシビル201号

2. サービス提供を担当する事業所

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
提供サービス	訪問看護	
事業所名称	アニスト訪問看護ステーション	
事業所番号	2762790042	
事業所所在地	大阪市大正区三軒家東1丁目7番 18 号コニシビル 201 号室	
事業の実施地域	大阪府、兵庫県	
管理者	広 岡 美 恵	
連絡先	06-4394-2880	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社アニストが設置するアニスト訪問看護ステーション		
	において実施する訪問看護事業の適正な運営を確保するため		
	に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円		
	滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重		
	し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保するこ		
	とを目的とする。		
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサ		
	ービスの提供に努め、利用者が可能な限りその居宅において、		
	その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る		
	ように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復		
	を図るものとする。また、利用者の所在する関係市区町村、居		
	宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供		
	するものとの連携に努めるものとする。		

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする(ただし祝日、12/31~1/3を除く)
営業時間	9:00~18:00

※ただし、利用者の希望により、上記以外の曜日・時間も考慮させていただきます。

5. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者及び運営の管理等	1名
訪問看護職員	訪問看護サービスの提供	5名

6. 提供するサービスの内容と利用料金

(1)提供するサービスの内容 契約書第1条の(1)のとおり(2)提供するサービスの利用料金 契約書第1条の(2)のとおり

(3) その他の費用

①交通費	無料	
②キャンセル料	前々日までの連絡	不要
	前日までの連絡	利用者負担分の 50%
	当日の連絡	利用者負担分の 100%
	ただし、急変・急な入院等、緊急や	むを得ない場合は請求しません。
③サービス提供に伴い利用者宅で使用する光熱水費 利用者負担		利用者負担

7. 利用料金・その他の費用の請求及び支払方法

①利用料金・その他	ア. サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を	
の費用の請求	請求します。	
	イ. 請求書は利用月の翌月の 20 日頃までに郵送又は持参し	
	ます。	
②利用料金その他	ア. 口座振替サービスの利用による支払。	
の費用の支払い	イ. 上記が困難な場合に限り他の方法を相談させて頂きま	
	す。	
	ウ. お支払を確認しましたら、領収書を発行します。	

※支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から1ヶ月以内にお支払いがない場合は、契約を解約した上で未払い分をお支払い頂きます。

8. 相談窓口·苦情対応等

	00 4204 2000	+⊓ \l/ ± ∠	스 57	* ±
連給允	06 - 4394 - 2880	担当有	: 広 岡	夫 思

※サービス内容の変更等は、出来るだけご希望に沿えるよう調整いたしますが、人員 体制等によりご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者:広 岡 美 恵

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について 周知し指針の整備、研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 事故発生時の対応方法、損害賠償について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:あいおいニッセイ同和損保

保険名:看護賠償責任保険

保障の概要:一事項につき2億円まで

ただし、その損害の発生についてご利用者に故意、または過失が認められる場合には、損害賠償責任は免責となる場合があります。

11. 秘密の保持と個人情報の保護

P 11 17 - 11 10 11 11 11 12		
①秘密の保持	事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供するう	
	えで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理	
	由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、	
	契約が終了した後も継続します。	
②個人情報の保護	事業者は利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を	
	得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人	
	情報を用いません。事業者及びその家族に関する個人情報	
	が含まれる記録物等については、善良な管理者の注意をも	
	って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。	

12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

医療関係名称		
主治医名		
所在地・電話		
氏名		
電話		
	主治医名 所在地・電話 氏名	

13. 感染症まん延及び災害等発生時の対応

感染症まん延、災害等発生時は、その規模や被害状況によりサービスの提供を 変更又は中止する場合があります。

14. 衛生管理等について

事業者は感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6か月に1回以上開催するとともにその結果について周知し指針の整備、研修及び 訓練を定期的に実施します。

15. 訪問看護サービス内容の見積もり

見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や 利用意向をもとに作成したものです。契約締結後のサービス提供は、この内容に もとづく「訪問看護計画」を作成のうえで実施しますが、状況の変化、意向の変動 などにより、内容を変更することも可能です。

(1)管理者(訪問看護計画作成者)

(2) 提供予定の訪問看護の内容と利用料金

毎月ケアマネージャーから提出されるサービス提供表及び15.(4)記載のとおり。 ただし、臨時訪問や、回数・時間に変更のあった場合は、増減額が発生いたします。

(3) その他の費用

①キャンセル料	6- (3) 記載のとおり
②光熱水費	利用者負担

(4)ご利用料金について

R6.6 月現在

サービス提供時間	基本	利用料	利用者	算定回数
	単位		負担額	
20 分未満	314	3,492 円	349 円	1回につき
30 分未満	471	5,238 円	524 円	1回につき
30 分以上 1 時間未満	823	9,152 円	915 円	1回につき
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,543 円	1,254 円	1回につき
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574	6,383 円	638 円	月に1回
特別管理加算(I)	500	5,560 円	556 円	月に1回
特別管理加算 (Ⅱ)	250	2,780 円	278 円	月に1回
ターミナルケア加算	2,500	27,800 円	2,780 円	*
初回加算(I)	350	3,892 円	389 円	*初回
(Π)	300	3,336 円	334 円	
複数名訪問加算 30 分未満	254	2,824 円	282 円	1回につき
(I) 30分以上	402	4,470 円	447 円	看護師等と行う場合
複数名訪問加算 30 分未満	201	2,235 円	224 円	1回につき
(Ⅱ) 30分以上	317	3,525 円	353 円	看護補助者と行う場合
長時間訪問看護加算(90分以上)	300	3,336 円	334 円	1回につき
退院時共同指導加算	600	6,672 円	667 円	*退院時

- ※ 利用者負担額は1割負担の場合の目安金額です。
- ※ 事業所が所在する地域区分(2級地:1単位=11.12円)で計算しています。
- ※ 准看護師の場合は9割になります。
- ※ 基本料金に対して早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25% 増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- * 緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又は、家族等に対して 24 時間 連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要 に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- * 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、 指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

【特別管理加算I】

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

【特別管理加算Ⅱ】

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- * ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、死亡日及び死亡前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に加算します。
- * 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

初回加算(I)は、退院日当日に訪問を行った場合。

初回加算(Ⅱ)は、退院日の翌日以降に訪問を行った場合。

- * 退院時共同指導加算は、退院するにあたり入院先の医師・看護師と共同で指導を行った場合に加算します。
- ◎ 主治の医師から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある 旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険に よる訪問看護費は査定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

16. サービス提供に関する相談・苦情

事業所の窓口	名称	アニスト訪問看護ステーション				
	住所	大阪市大正区三軒家東 1-7-18 コニシビル 201 号室				
	電話	06-4394-2880				
		担当 広 岡 美 恵				
市区町村の窓口	名称					
	住所					
	電話					
公的団体の窓口	名称	大阪府国民健康保険団体連合会				
	住所	大阪市中央区常盤町1-3-8				
	電話	06 - 6949 - 5446				

17. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	□ あ り	
---------------	-------	--

氏 名